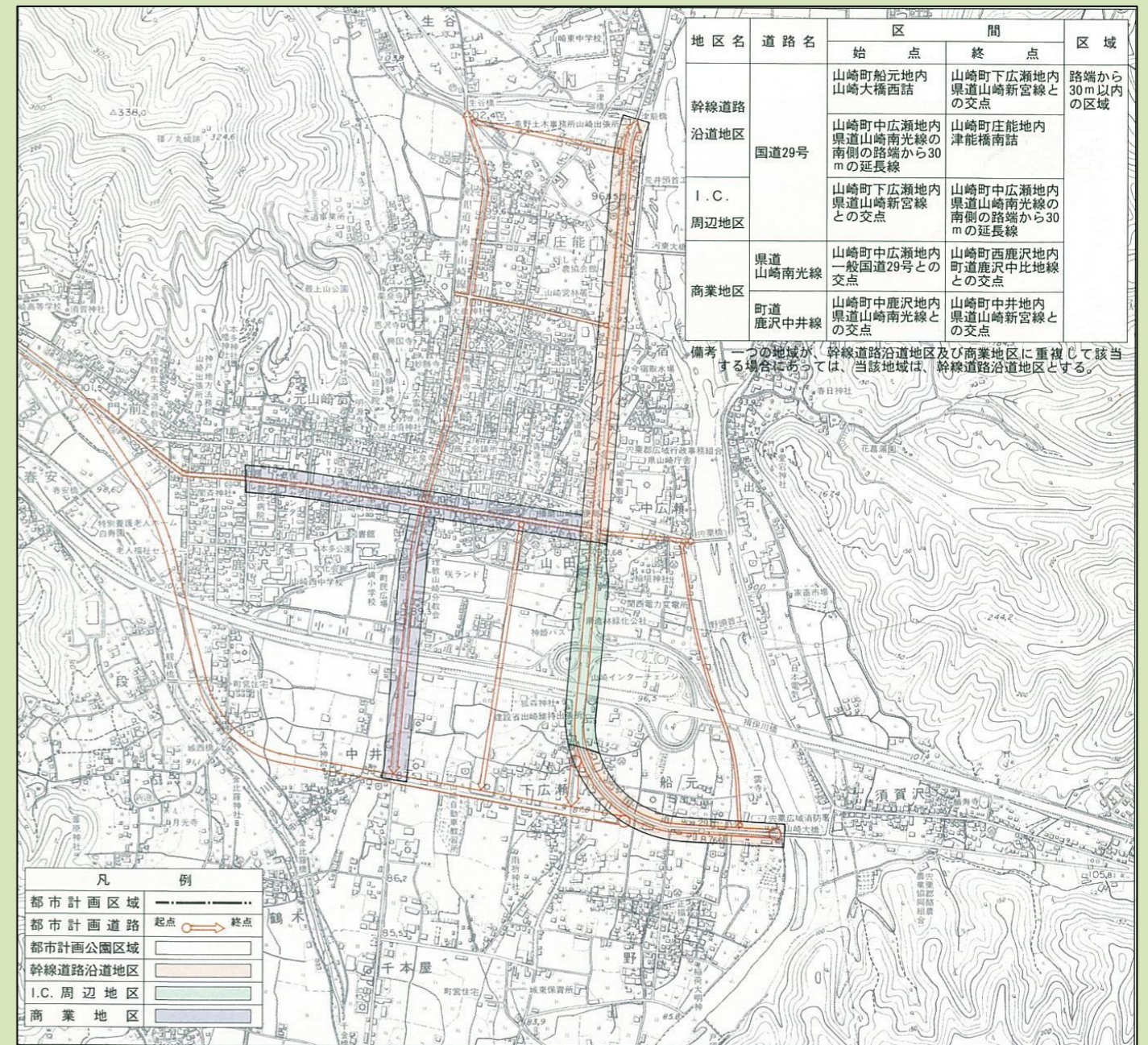


インターチェンジ周辺地区広告景観形成基準

共通基準	項目	広告景観形成基準
	形態	<ul style="list-style-type: none"> 電柱利用広告は禁止とする。 案内図等は建植広告とする。
	位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路境界線から道路上にはみ出さない。
	デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 広告物のデザインは建物や環境と調和したものとする。 広告物の裏面も景観的な配慮を行う。 けばけばしい色彩の照明は禁止とする。 公共施設の施設名称サインは木質系の素材を使用する。 <p>建植広告の柱、枠を木質系の素材、色彩とし、表示面のデザインは切文字を原則とする。表示面の色彩は高彩度色を原則として用いない。</p>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 十分な維持管理を行う。 簡易広告物はイベント時のみとする。

地区別基準	地区名	形態	広告景観形成基準
	幹線道路沿道地区	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> 塔状の広告物は避け、横型のものとする。 建物の平均階高を超えない高さ、または高さ5メートル以下とする。 文字・絵は表示面積の2分の1以下とする。 建物の色彩との調和を図るとともに、地色に高彩度色は用いない。
		壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> 3階以上に設置する場合は、施設名(店舗名含む)のみとする。 一壁面に3個以下とする。 建物の色彩との調和を図るとともに、高彩度色は2色以下、かつアクセントとしてのみ使用する。
		突出広告	<ul style="list-style-type: none"> 建物端部に1個のみ掲出可能とする。 歩行者向けの広告物は2階以下に設置する。
		建植広告等	<ul style="list-style-type: none"> 高さは5メートルを標準とする。 夜間利用、夜間景観の演出を図り、外照式の照明を設置する。 敷地内で道路方向に直角に配置する。
	I.C.周辺地区	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> 最小限の掲出とし、一壁面2個までとする。 3階以上に設置する場合は、名称サインのみとする。 建物の色彩との調和を図るとともに、高彩度色は2色以下、かつアクセントとしてのみ使用する。
		突出広告	<ul style="list-style-type: none"> 建物端部に1個のみ掲出可能とする。 歩行者向けの広告物は2階以下に設置する。
	商業地区	建植広告等	<ul style="list-style-type: none"> 高さは5メートルを標準とする。 案内誘導広告が複数掲出される場合は集合化を図る。
		屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> 塔状の広告物は避け、横型のものとする。 建物の平均階高を超えない高さ、または高さ5メートル以下とする。 文字・絵は表示面積の2分の1以下とする。 建物の色彩との調和を図るとともに、地色に高彩度色は用いない。
		壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> 一壁面に3個以下とする。 2階以上の窓面利用の広告は掲出しない。 1個あたりの面積は、4平方メートル以下とする。
		突出広告	<ul style="list-style-type: none"> 建物端部に1個のみ掲出可能とする。 歩行者向けの広告物は2階以下に設置する。 商店街として、規格をそろえ、統一化を図る。 統一看板には照明を設置する。
			建植広告等

インターチェンジ周辺地区広告景観モデル地区の指定区域



□問い合わせ先□

〒671-2593
 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6
 宍粟市役所 建設部 住宅土地政策課
 TEL 0790-63-3106(直通)
 FAX 0790-62-9939